

令和8年度 市民税・県民税のしおり 大網白里市 税務課

1 市民税・県民税が課税される人

令和8年1月1日現在、大網白里市内に住所(または居所)を有する方が納税義務者となります。令和8年1月2日以後に他の市町村へ転出された場合でも、令和8年度市民税・県民税は大網白里市に納めていただきます。令和8年度市民税・県民税は、令和7年1月1日から12月31日までに生じた所得をもとに計算します。

2 市民税・県民税が課税されない人

1. 均等割も所得割もかからない方
- ① 令和8年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方
- ② 障害者・未成年者・寡婦またはひとり親に該当し、かつ前年の合計所得金額が135万円以下の方
2. 均等割がかからない方
- 前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の
- ① 扶養親族(同一生計配偶者含む)を有しない方:38万円
- ② 扶養親族(同一生計配偶者含む)を有する方 :28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+26万8千円
3. 所得割がかからない方
- 前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の
- ① 扶養親族(同一生計配偶者含む)を有しない方:45万円
- ② 扶養親族(同一生計配偶者含む)を有する方 :35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+42万円

◇「合計所得金額」・・・次の①及び②の合計額に、退職所得金額(分離課税の対象除く)、山林所得金額を加算した金額

※申告分離課税の所得がある場合は、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額

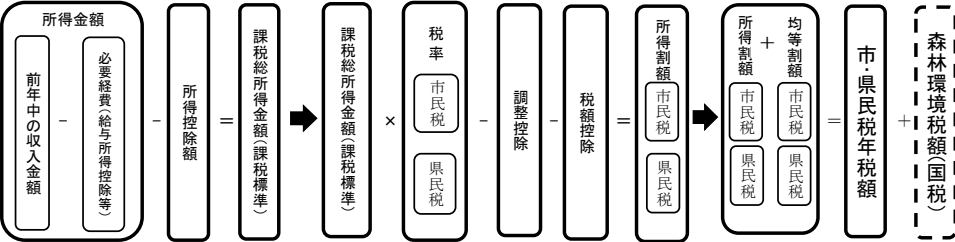
①事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得、総合課税の短期譲渡所得および雑所得の合計額(損益通算後の金額)

②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の1/2後の金額

(注)繰越控除の適用を受けている場合は、**その適用前の金額**

◇「総所得金額等」・・・上記合計所得金額で繰越控除の適用を受けている場合は、**その適用後の金額**

3 市民税・県民税の税額計算のしくみ



(1) 均等割額(年額)

| 市民税    | 県民税    |
|--------|--------|
| 3,000円 | 1,000円 |

※均等割額と併せて森林環境税(国税)1,000円が課税されます。

(2) 所得割の税率(総合課税分)

| 課税標準額(課税総所得金額) に対して一律 | 市民税 | 県民税 |
|-----------------------|-----|-----|
|                       | 6%  | 4%  |

注)分離課税分は異なります。

4 納税の方法

|              |                                                                                                           |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別徴収<br>(給与) | <u>勤務先から給与の支払を受けている方(退職された方は除きます)</u><br>→6月から翌年5月まで毎月の給与から天引き<br>(通常12回)                                 |
| 特別徴収<br>(年金) | <u>公的年金を受給されている方で、令和8年4月1日現在で65歳以上の方</u><br>→4月から翌年2月まで年金から天引き<br>(通常6回)                                  |
| 普通徴収         | <u>上記以外の給与・年金所得者、事業・不動産等の所得の方</u><br>→6月(1期)、8月(2期)、10月(3期)、翌年1月(4期)までに、納付書でご自分で納付(スマホ決済、口座振替含)<br>(通常4回) |

- (1)現在、会社にお勤めの人は「普通徴収」から「給与からの特別徴収」に変更する事ができます。
- 注1)納期限が過ぎていない期分に限ります。
- 注2)勤務先にご相談ください。勤務先の給与担当者から市役所に手続きしていただくことで切替えとなります。お勤めされることによって、自動的に「給与からの特別徴収」にはなりませんのでご注意ください。
- (2)公的年金からの特別徴収について
- 令和8年度も引き続き特別徴収となる場合は、4月から8月までの年金支給時に前年度の年税額の半分に相当する額を仮徴収し、6月中旬に決定される年税額から仮徴収額を差し引いた残りの税額を10月・12月・2月の年金支給時に特別徴収します。

1. 仮徴収とは？
- 市民税・県民税の年税額は6月に決定します。4月・6月・8月は、確定した市民税・県民税での徴収ができないため、前年度分の公的年金等に係る年税額の2分の1に相当する額を3回に分けて徴収します。これを仮徴収といいます。
2. 本徴収とは？
- 10月・12月・2月は、確定した年税額から仮徴収分を控除した額を3回に分けて徴収します。これを本徴収といいます。
3. 特別徴収が中止となる場合
- 公的年金を受給しており、特別徴収の対象に該当している場合でも、次の条件となった場合、例外的に公的年金からの特別徴収は中止され、普通徴収に切り替わります。
- ・介護保険料が年金から特別徴収(天引き)されなくなった場合
  - ・納税義務者が年金の支給を受けなくなった場合
  - ・税額が年金から引ききれなくなった場合
  - ・納税義務者が死亡した場合

**普通徴収の方は「地方税お支払サイト」でご自宅でも市税等の納付ができます。**

地方税お支払いサイトへアクセスし、納付書に印刷されている地方税統一QRコードの読み取りやeL番号を入力することで、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード払いやインターネットバンキングなどさまざまな納付方法で市税の納付ができます。

注) 領収証は発行されません。

※納付後すぐに領収証が必要な方は、コンビニや金融機関等の窓口で納付ください。

注) クレジットカード決済手数料など別途手数料等がかかる場合があります。

5 給与収入にかかる給与所得の計算方法

給与収入が850万円超で一定の条件に該当する方は、所得金額調整控除の適用があります。

| 収入金額                  | 給与所得の金額                           |
|-----------------------|-----------------------------------|
| 650,999円以下            | 0円                                |
| 651,000円～1,899,999円   | 収入金額－650,000円                     |
| 1,900,000円～3,599,999円 | (収入金額÷4 ※千円未満の端数切捨て)×2.8－80,000円  |
| 3,600,000円～6,599,999円 | (収入金額÷4 ※千円未満の端数切捨て)×3.2－440,000円 |
| 6,600,000円～8,499,999円 | 収入金額×0.9－1,100,000円               |
| 8,500,000円以上          | 収入金額－1,950,000円                   |

6 公的年金等にかかる雑所得の計算方法

| 年齢<br>区分 | 公的年金の収入金額         | 公的年金等の合計所得金額        |                    |                  |
|----------|-------------------|---------------------|--------------------|------------------|
|          |                   | 公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額 |                    |                  |
|          |                   | 1,000万円以下           | 1,000万円超～2,000万円以下 | 2,000万円超         |
| 65歳未満    | 130万円未満           | 収入金額－60万円           | 収入金額－50万円          | 収入金額－40万円        |
|          | 130万円以上 410万円未満   | 収入金額×75%－27.5万円     | 収入金額×75%－17.5万円    | 収入金額×75%－7.5万円   |
|          | 410万円以上 770万円未満   | 収入金額×85%－68.5万円     | 収入金額×85%－58.5万円    | 収入金額×85%－48.5万円  |
|          | 770万円以上 1,000万円未満 | 収入金額×95%－145.5万円    | 収入金額×95%－135.5万円   | 収入金額×95%－125.5万円 |
|          | 1,000万円以上         | 収入金額－195.5万円        | 収入金額－185.5万円       | 収入金額－175.5万円     |
| 65歳以上    | 330万円未満           | 収入金額－110万円          | 収入金額－100万円         | 収入金額－90万円        |
|          | 330万円以上 410万円未満   | 収入金額×75%－27.5万円     | 収入金額×75%－17.5万円    | 収入金額×75%－7.5万円   |
|          | 410万円以上 770万円未満   | 収入金額×85%－68.5万円     | 収入金額×85%－58.5万円    | 収入金額×85%－48.5万円  |
|          | 770万円以上 1,000万円未満 | 収入金額×95%－145.5万円    | 収入金額×95%－135.5万円   | 収入金額×95%－125.5万円 |
|          | 1,000万円以上         | 収入金額－195.5万円        | 収入金額－185.5万円       | 収入金額－175.5万円     |

※ 障害年金や遺族年金等は非課税です(所得は発生しません)。  
※ 給与所得及び公的年金等の雑所得の合計額が10万円を超える場合、所得金額調整控除の適用があります。

7 市民税・県民税の所得控除額一覧表

| 項目    | 内容等                                                                                                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 雑損控除  | ＜要件＞災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害(補てん金を除く)を受けたとき。<br>注)盗難または横領による損失には、詐欺または脅迫による損失は含まれません。                                                                    |
| 医療費控除 | 【医療費の総額-(補てん金額)】-【(10万円)か(総所得金額等×5%)のいずれか少ない方の金額】<br>(限度額200万円)<br>注)セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の場合は、次の算式で計算します。<br>【特定一般用医薬品等購入費-(補てん金額)】-1万2千円(限度額8万8千円) |

| 社会保険料控除<br>小規模企業共済等掛金控除                              |                                                                                                                                                                | 令和7年中に支払った全額        |                            |                       |                       |                      |
|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 生命保険料控除                                              | ①平成24年1月1日以後に契約したもの(新契約)                                                                                                                                       |                     | ②平成23年12月31日以前に契約したもの(旧契約) |                       |                       |                      |
|                                                      | 支払った保険料の額                                                                                                                                                      |                     | 控除額                        |                       | 支払った保険料の額             | 控除額                  |
|                                                      | 12,000円以下                                                                                                                                                      |                     | 支払金額全額                     |                       | 15,000円以下             | 支払金額全額               |
|                                                      | 12,000円超<br>32,000円以下                                                                                                                                          |                     | 支払金額の1/2<br>+6,000円        |                       | 15,000円超<br>40,000円以下 | 支払金額の1/2<br>+7,500円  |
|                                                      | 32,000円超<br>56,000円以下                                                                                                                                          |                     | 支払金額の1/4<br>+14,000円       |                       | 40,000円超<br>70,000円以下 | 支払金額の1/4<br>+17,500円 |
|                                                      | 56,000円超                                                                                                                                                       |                     | 28,000円                    |                       | 70,000円超              | 35,000円              |
|                                                      | 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額 70,000円)<br>※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方において控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円) |                     |                            |                       |                       |                      |
| 地震保険料控除                                              |                                                                                                                                                                |                     |                            |                       |                       |                      |
| 地震保険料及び旧長期損害保険料について、それぞれの算式により計算した控除額の合計(限度額25,000円) | 区分                                                                                                                                                             |                     | 支払金額                       |                       | 控除額                   |                      |
|                                                      | 地震保険料                                                                                                                                                          |                     | 50,000円以下                  |                       | 支払金額の1/2              |                      |
|                                                      |                                                                                                                                                                |                     | 50,000円超                   |                       | 25,000円               |                      |
|                                                      | 旧長期損害保険料<br>・平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料等(保険期間が10年以上で満期返戻金有)の保険料                                                                                                 |                     | 5,000円以下                   |                       | 全額                    |                      |
|                                                      |                                                                                                                                                                | 5,000円超15,000円以下のとき |                            | 支払金額の1/2+2,500円       |                       |                      |
|                                                      |                                                                                                                                                                | 15,000円超            |                            | 10,000円               |                       |                      |
| 障害者控除                                                | 1人につき、26万円(特別障害者は30万円)／同居特別障害者は53万円                                                                                                                            |                     |                            |                       |                       |                      |
| 寡婦控除<br>ひとり親控除                                       | 寡婦(控除額26万円)                                                                                                                                                    |                     | ひとり親(控除額30万円)              |                       |                       |                      |
|                                                      | 配偶者と離別または死別した後再婚していない方で下記の条件に該当する場合に受けられます。<br>注)生計を一にする扶養親族及び子の所得は、総所得金額等が58万円以下であること。                                                                        |                     |                            |                       |                       |                      |
|                                                      | 寡婦控除：あなたの前年中の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと(離別の場合、生計を一にする子以外の扶養親族がいること)。                                                                        |                     |                            |                       |                       |                      |
|                                                      | 婚姻歴や性別に関わらず、全てのひとり親が下記の条件に該当する場合に受けられます。<br>ひとり親控除：あなたの前年中の合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子がいる場合で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。                                       |                     |                            |                       |                       |                      |
| 勤労学生控除                                               | 26万円 ＜要件＞合計所得金額が85万円以下で給与所得等以外の所得が10万円以下の場合等                                                                                                                   |                     |                            |                       |                       |                      |
| 配偶者控除                                                | 詳細は「10 Q&A」の【パート収入と配偶者控除】をご覧ください。                                                                                                                              |                     |                            |                       |                       |                      |
| 配偶者特別控除                                              |                                                                                                                                                                |                     |                            |                       |                       |                      |
| 扶養控除                                                 | 区分                                                                                                                                                             |                     | 控除額                        |                       | ※)老人扶養親族<br>…70歳以上の方  |                      |
|                                                      | 一般の扶養親族                                                                                                                                                        |                     | 33万円                       |                       |                       |                      |
|                                                      | 特定扶養親族                                                                                                                                                         |                     | 45万円                       |                       |                       |                      |
|                                                      | 老人扶養親族                                                                                                                                                         |                     | 同居老親等 45万円                 | 左記以外 38万円             |                       |                      |
| 特定親族特別控除                                             | 扶養親族の合計所得金額                                                                                                                                                    |                     | 控除額                        |                       |                       |                      |
|                                                      | 580,001円～950,000円                                                                                                                                              |                     | 450,000円                   |                       |                       |                      |
|                                                      | 950,001円～1,000,000円                                                                                                                                            |                     | 410,000円                   |                       |                       |                      |
|                                                      | 1,000,001円～1,050,000円                                                                                                                                          |                     | 310,000円                   |                       |                       |                      |
|                                                      | 1,050,001円～1,100,000円                                                                                                                                          |                     | 210,000円                   |                       |                       |                      |
|                                                      | 1,100,001円～1,150,000円                                                                                                                                          |                     | 110,000円                   |                       |                       |                      |
|                                                      | 1,150,001円～1,200,000円                                                                                                                                          |                     | 60,000円                    |                       |                       |                      |
|                                                      | 1,200,001円～1,230,000円                                                                                                                                          |                     | 30,000円                    |                       |                       |                      |
| 19歳以上23歳未満の扶養親族かつ合計所得金額58万円超～123万円以下の方が対象となります。      |                                                                                                                                                                |                     |                            |                       |                       |                      |
| 基礎控除                                                 | 合計所得金額                                                                                                                                                         | 2,400万円以下           | 2,400万円超<br>2,450万円以下      | 2,450万円超<br>2,500万円以下 | 2,500万円超              |                      |
|                                                      | 控除額                                                                                                                                                            | 43万円                | 29万円                       | 15万円                  | 適用なし                  |                      |

8

税額控除の計算

- (1)調整控除(税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除後の差額に基因する負担増の調整)
- 課税標準額が200万円以下の方
- 次の①と②のいずれか少ない額の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額を控除
- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②課税標準額
- 課税標準額が200万円超2,500万円以下の方
- 次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額を控除
- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②課税標準額から200万円を控除した金額

| (1)-1 調整控除の種類 |       | 金額   |
|---------------|-------|------|
| 基礎控除          |       | 5万円  |
|               | 普通    | 1万円  |
|               | 特別    | 10万円 |
| 障害者控除         | 同居特別  | 22万円 |
|               | 父     | 1万円  |
| ひとり親控除        | 母     | 5万円  |
|               |       | 1万円  |
| 寡婦控除          |       | 1万円  |
| 勤労学生控除        |       | 1万円  |
| 扶養控除          | 一般    | 5万円  |
|               | 特定    | 18万円 |
|               | 老人    | 10万円 |
|               | 同居老親等 | 13万円 |

注)納税義務者の合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。

| (1)-2 調整控除の種類 |          | 金額         |                   |                     |
|---------------|----------|------------|-------------------|---------------------|
|               |          | 納税者本人の所得金額 |                   |                     |
| 配偶者控除         | 一般<br>老人 | 900万円以下    | 900万円超<br>950万円以下 | 950万円超<br>1,000万円以下 |
|               |          | 5万円        | 4万円               | 2万円                 |
|               |          | 10万円       | 6万円               | 3万円                 |

- (2)外国税額控除
- 所得割の納税義務者が外国にその源泉がある所得について、国際二重課税を防止する目的で、一定の金額を限度として控除します(所得税で控除しきれない場合に行われ、その際、県民税から先に控除されます)。

| (3)住宅借入金等特別税額控除 |                                                                               |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者             | ①平成26年4月～令和12年12月末までに入居した方<br>②所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の対象となる方                 |
| 計算方法            | 次の(ア)と(イ)のいずれか小さい額を控除します。<br>(ア)所得税の住宅ローン控除額のうち所得税で控除しきれなかった額<br>(イ)下表で計算した金額 |
| 控除期間            | 10年または13年                                                                     |

|       | A                                                                     | B                                                                    |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 入居日   | 平成26年4月～令和3年12月                                                       | 令和4年1月～令和12年12月                                                      |
| 控除限度額 | 所得税の課税総所得金額等に所得税の基礎控除額から48万円を引いた金額(0円未満の場合は0円)を加算した金額の7% (最高136,500円) | 所得税の課税総所得金額等に所得税の基礎控除額から48万円を引いた金額(0円未満の場合は0円)を加算した金額の5% (最高97,500円) |

※令和4年中に入居した方のうち、消費税10%かつ一定期間内(新築:令和3年9月末まで、分譲住宅等:令和3年11月末まで)に住宅の取得等に係る契約を締結している場合はAの控除額が適用されます。

(4)寄附金税額控除

次のいずれかに該当する寄附金がある場合には、一定の額が市民税・県民税から控除されます。

①都道府県・市町村又は特別区に対する寄附金(ふるさと納税)

②千葉県共同募金会、日本赤十字社千葉県支部に対する寄附金

③千葉県又は市が条例により指定した団体に対する寄附金

【控除額の計算方法】

(1)基本控除額＝((①+②+③)※1－2,000円)×(市民税6%・県民税4%)

※1 総所得金額の30%が限度となります。

(2)特例控除額※2＝(①－2,000円)×(90%－(別途定める割合※3×1.021))

※2 市民税・県民税の所得割額(調整控除後)の20%を限度とします。

※3 「別途定める割合」は、(課税所得金額－人的控除差額)の金額で異なります。

・申告の内容によっては、特例控除額の計算が異なる場合があります。

・ふるさと納税ワンストップ特例の申請をされた場合でも、5団体を超える地方団体へふるさと納税した場合は、寄附金受領証明書添付して確定申告をする必要があります。

・ふるさと納税ワンストップ特例申請後に確定申告をされた場合、**ワンストップ特例は無効となりますので、必ず寄付金控除を含めて確定申告をしてください。**

・ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、所得税及び復興特別所得税における控除額に代えて、申告特例控除額が加算されます。

| (5)配当控除 |              | 課税所得金額 |  | 1,000万円以下の部分 |  | 1,000万円超の部分 |  |       |  |
|---------|--------------|--------|--|--------------|--|-------------|--|-------|--|
| 区 分     |              | 市      |  | 県            |  | 市           |  | 県     |  |
| 利益の配当等  |              | 1.6%   |  | 1.2%         |  | 0.8%        |  | 0.6%  |  |
| 証券投資信託等 | 外貨建等証券投資信託以外 | 0.8%   |  | 0.6%         |  | 0.4%        |  | 0.3%  |  |
|         | 外貨建等証券投資信託   | 0.4%   |  | 0.3%         |  | 0.2%        |  | 0.15% |  |

| (6)配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額 |     |     |
|-------------------------|-----|-----|
| 区分                      | 市民税 | 県民税 |
| 配当割額又は株式譲渡所得割金額         | 3/5 | 2/5 |

9

税率

| (1)総合課税 |        |        |
|---------|--------|--------|
| 区分      | 市民税    | 県民税    |
| 所得割     | 6%     | 4%     |
| 均等割     | 3,000円 | 1,000円 |

| (2)分離課税              |                      |           |         |         |
|----------------------|----------------------|-----------|---------|---------|
| 区分                   |                      | 市民税       | 県民税     |         |
| 分離短期譲渡               | 一般                   |           | 5. 4%   | 3. 6%   |
|                      | 軽減                   |           | 3%      | 2%      |
| 分離長期譲渡               | 一般                   |           | 3%      | 2%      |
|                      | 優良住宅地の<br>譲渡         | 2,000万円以下 | 2. 4%   | 1. 6%   |
|                      |                      | 2,000万円超  | 3%(別計算) | 2%(別計算) |
|                      | 所有期間10年超<br>居住用財産の譲渡 | 6,000万円以下 | 2. 4%   | 1. 6%   |
| 6,000万円超             |                      | 3%(別計算)   | 2%(別計算) |         |
| 株式等譲渡、上場株式等配当、商品先物取引 |                      | 3%        | 2%      |         |
| 山林                   |                      | 6%        | 4%      |         |

## 【パート収入と配偶者控除】

Q.私は主婦(夫)でパート収入が1年間で100万円ほどあります。私は、市・県民税を納めなくてはならないでしょうか。また、私の夫(妻)は配偶者控除と配偶者特別控除のどちらを受けることができますか。

A.市・県民税は給与収入が103万円(所得が38万円以下)を超えるとかかる場合があります。なお、配偶者控除は、あなたの所得が58万円以下であれば受けることができます。所得の計算は「5 給与収入にかかる給与所得の計算方法」を参照してください。配偶者控除と配偶者特別控除の控除額については下記の表でご確認ください。

| 妻(夫)のパート収入金額         | 妻(夫)の市・県民税  |          | 夫(妻)が受けられる控除 |         |
|----------------------|-------------|----------|--------------|---------|
|                      | 均等割(4,000円) | 所得割      | 配偶者控除        | 配偶者特別控除 |
| ～1,030,000円          | かからない       | かからない    | 受けられる        |         |
| 1,030,001～1,100,000円 | かかる場合がある    |          |              |         |
| 1,100,001～1,230,000円 |             | かかる場合がある |              |         |
| 1,230,001～2,015,999円 |             |          |              |         |
| 2,016,000円～          |             |          | 受けられない       | 受けられる   |
|                      |             |          |              | 受けられない  |

## 【配偶者控除の控除額】 注)配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合に受けられます

| 納税義務者の合計所得金額 | 900万円以下 | 900万円超950万円以下 | 950万円超1,000万円以下 | 1,000万円超 |
|--------------|---------|---------------|-----------------|----------|
| 一般配偶者        | 33万円    | 22万円          | 11万円            | なし       |
| 老人配偶者(70歳以上) | 38万円    | 26万円          | 13万円            | なし       |

## 【配偶者特別控除の控除額】

| 配偶者の合計所得金額     | 納税義務者の合計所得金額 |               |                 |          |
|----------------|--------------|---------------|-----------------|----------|
|                | 900万円以下      | 900万円超950万円以下 | 950万円超1,000万円以下 | 1,000万円超 |
| 58万円超 100万円以下  | 33万円         | 22万円          | 11万円            | なし       |
| 100万円超 105万円以下 | 31万円         | 21万円          | 11万円            | なし       |
| 105万円超 110万円以下 | 26万円         | 18万円          | 9万円             | なし       |
| 110万円超 115万円以下 | 21万円         | 14万円          | 7万円             | なし       |
| 115万円超 120万円以下 | 16万円         | 11万円          | 6万円             | なし       |
| 120万円超 125万円以下 | 11万円         | 8万円           | 4万円             | なし       |
| 125万円超 130万円以下 | 6万円          | 4万円           | 2万円             | なし       |
| 130万円超 133万円以下 | 3万円          | 2万円           | 1万円             | なし       |
| 133万円超         | なし           | なし            | なし              | なし       |

## 【亡くなった方の市・県民税】

Q.2月に父が亡くなりましたが、市・県民税の納税通知書が届きました。亡くなっていても税金がかかるのでしょうか。

A.市・県民税が課税されるかどうかは、その年の1月1日の現況で判断することになっています。1月2日以後に亡くなった場合は、市・県民税が課税され、その納税義務は相続人に承継されます。

## 【退職後の市・県民税】

Q.昨年9月に会社を退職後、納税通知書が送られてきましたが、これは納めなければならないのでしょうか。

A.給与からの特別徴収により市・県民税を納められていた方が会社を退職された場合、退職後には給料から差し引くことができなくなるため、残りの税額を納付書により納める必要があります。また、退職後に再就職した場合、再度給与からの特別徴収ができる場合がありますので、再就職先の給与事務担当者にお問い合わせください。

## 【収入がない場合の申告】

Q.私は一人暮らしで、前年中の収入はありませんでした。収入がなくても申告をしなければならないのでしょうか。

A.市・県民税の申告書は、国民健康保険税の申告書も兼ねていますので、申告する必要があります。申告をしていない場合、国民健康保険税や保育料等の軽減が受けられなかったり、所得(課税)証明が発行できなかったりするなど、各種の行政サービスに支障をきたすこともあります。

## 【年の途中で引っ越した場合の市・県民税】

Q.今年の4月にA市から大網白里市に転入したのですが、どちらの市から納税通知書が送られてくるのでしょうか。

A.市・県民税は、その年の1月1日現在に住んでいる市町村において、前年中の所得に対して課税されることになっていますので、令和8年1月1日にA市に住所があった場合、A市から令和8年度の納税通知書が送られます(課税額がゼロの場合、送付されないことがあります)。

## 【年金収入のある方の市・県民税の特別徴収】

Q.今年度65歳(4月1日時点)になり、年金から市・県民税が引かれると聞きましたが、どのように変わりますか？

A.年金の特別徴収となる方の市・県民税の納付方法については以下のとおりになります。

## 納付の方法

## ①特別徴収開始1年目(令和8年度より新たに特別徴収の対象となる方)

| 納期・月 | 6月                               | 8月 | 10月                   | 12月 | 2月 |
|------|----------------------------------|----|-----------------------|-----|----|
| 徴収方法 | 普通徴収<br>納付書または口座振替<br>により納めてください |    | 特別徴収<br>(年金から差し引かれます) |     |    |
| 税額   | 年税額の1/4ずつ                        |    | 年税額の1/6ずつ             |     |    |

## ②特別徴収2年目以降(令和7年度から引き続き特別徴収されている方)

| 納期・月 | 4月              | 6月 | 8月 | 10月            | 12月 | 2月 |
|------|-----------------|----|----|----------------|-----|----|
| 徴収方法 | 特別徴収(仮徴収)       |    |    | 特別徴収(本徴収)      |     |    |
| 税額   | (前年度の年税額÷2)÷3ずつ |    |    | (年税額-仮徴収額)÷3ずつ |     |    |

※)年金以外の所得がある方は、別途、納付書、口座振替、または給与からの差引により納めていただく場合があります。

※)特別徴収が行われる年金は、介護保険料が特別徴収されている公的年金です。

※)転出された場合、所得の税額変更があった場合等、一定の条件により特別徴収が中止となることもありますので、左記の納付方法に当てはまらないケースもあります。

- 給与所得控除について
  - ・最低保障控除額が55万円から65万円に引き上げられます。
- 各種扶養控除について
  - ・適用を受けるための合計所得要件が48万円から58万円に引き上げられます。
- 特定親族特別控除について
  - ・19歳以上23歳未満の扶養親族の合計所得が58万円を超えても段階的に控除が受けられる制度が設けられました。
- 住宅借入金等特別税額控除について
  - ・控除限度額の算出方法が変更となります。

## 市民税・県民税についてのお問い合わせ先

〒299-3292

千葉県大網白里市大網115番地2

大網白里市役所 税務課 市民税班 Tel. 0475-70-0321

開庁時間:8時45分から16時30分まで(土・日・祝日及び年末年始を除く)